

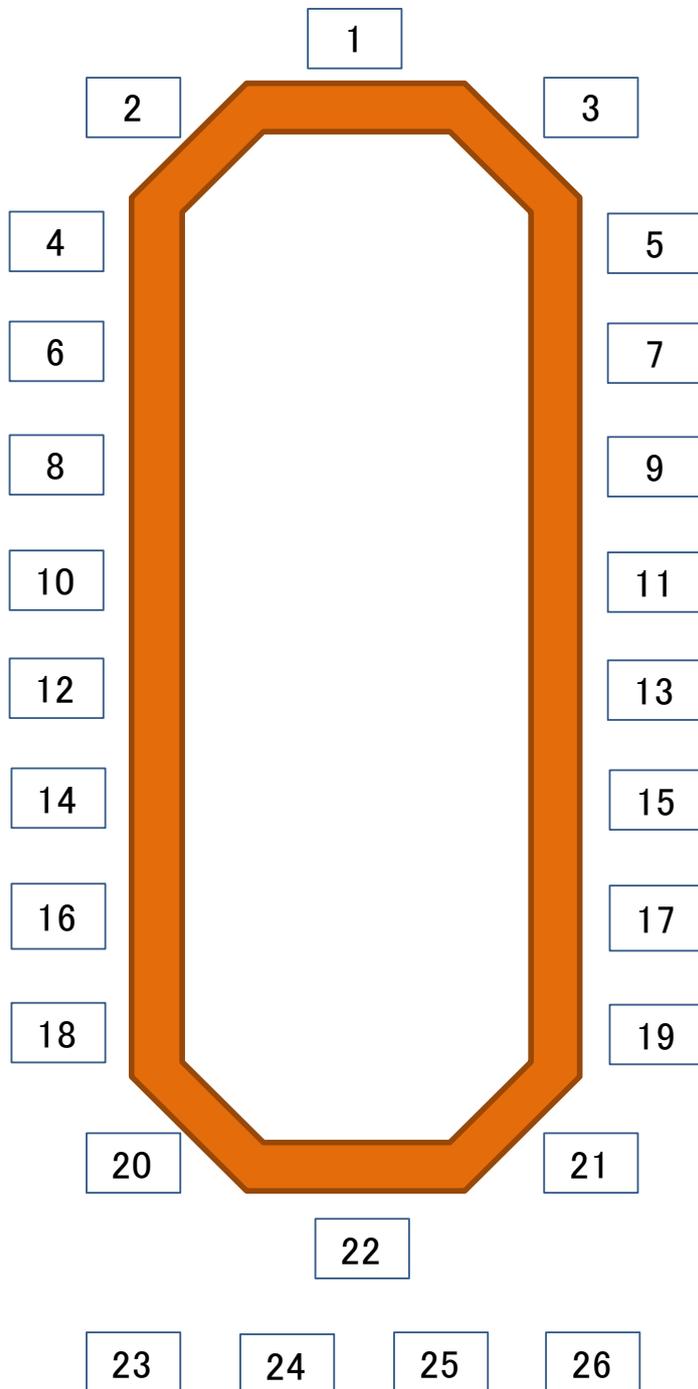
呉市災害復興本部会議 次第

平成 30 年 9 月 11 日（火） 15 時～

呉市役所本庁舎 2 階 防災会議室

- 1 開 会
- 2 市長発言
- 3 呉市災害復興本部の設置について
- 4 その他
- 5 閉 会

災害復興本部会議



- 1 市長
- 2 副市長
- 3 副市長
- 4 復興総室長
- 5 理事
- 6 教育長
- 7 消防長
- 8 上下水道事業管理者
- 9 総務部長
- 10 危機管理監
- 11 企画部長
- 12 財務部長
- 13 市民部長
- 14 文化スポーツ部長
- 15 福祉保健部長
- 16 環境部長
- 17 福祉保健部参事
(子育て政策担当)
- 18 産業部長
- 19 都市部長
- 20 産業部参事
- 21 土木部長
- 22 教育部長
- 23 消防局副局長
- 24 上下水道局経営総務部長
- 25 上下水道局建設部長
- 26 上下水道局施設管理部長

呉市災害復興本部設置要綱

(設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害からの着実な復興（以下「災害復興」という。）を図るとともに、災害に強い幸せで魅力的な都市への復活・再生を推進するため、呉市災害復興本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害復興計画の策定に向けた検討及び計画の推進に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のときは、呉市長職務代理者規則（平成11年呉市規則第8号）第2条に規定する副市長の代理順序により、その職務を代理する。
- 3 本部長付は、本部長及び副本部長を補佐する。

(本部会議)

第5条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部員は、やむを得ない事由により、本部会議に出席できないときは、その職を代行する者を出席させるものとする。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部の構成員以外の者に本部会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部に、特定の課題に対応するため、プロジェクトチームを置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、復興総室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年9月11日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	役職名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	復興総室長，理事，教育長，消防長，上下水道事業管理者
本部員	総務部長，危機管理監，企画部長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，福祉保健部参事（子育て政策担当），環境部長，産業部長，産業部参事，都市部長，土木部長，教育部長，消防局副局長，経営総務部長，建設部長，施設管理部長

災害復興に向けた組織体制

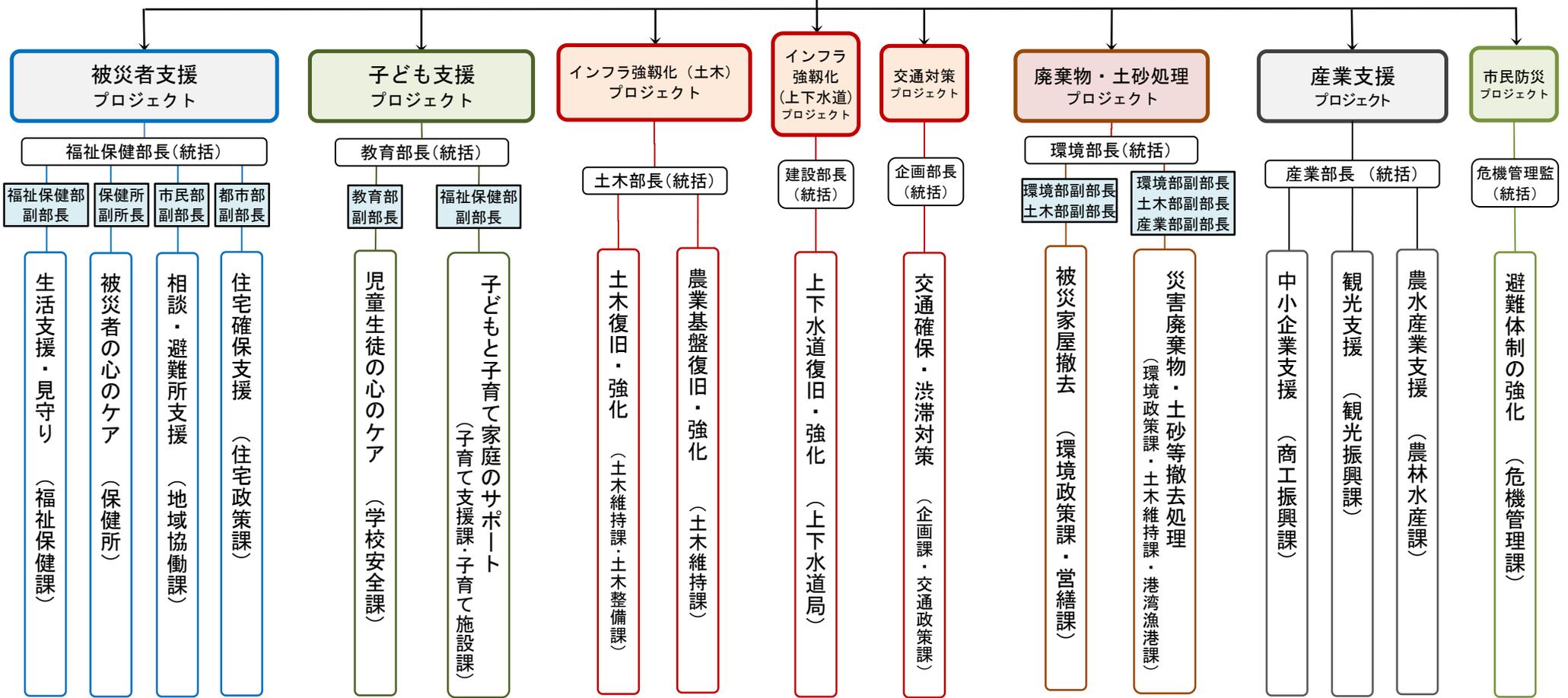
【災害復興本部】	
区分	職
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	復興総室長
	理事(幹線道路対策)
	教育長
	消防局長
本部員	上下水道事業管理者
	各部長, 危機管理監, 福祉保健部参事(子育て政策), 産業部参事

災害復興本部会議
(H30.9.11)
資料2

呉市災害復興本部
【本部長】市長

復興総室

- 復興推進の総合調整
- 復興本部の運営
- 復興計画の策定



※担当課は主となる部署のみ記載しています。
※プロジェクトについては、状況に応じて変更があります。